

美瑛町農業振興条例

昭和 51 年 3 月 12 日条例第 5 号

美瑛町農業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の基幹産業である農業の振興を図るため、農業者の自主的な努力を基調として、経営基盤の確立、近代的生産活動の推進及び流通の拡大を進め、農業者の生活水準の向上と、豊かな農村の社会環境づくりに必要な指導援助を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 自ら農業(林業を含む。)を営む個人
- (2) 生産組織 農業者が共同で生産に関する活動をすることを目的とする組織及び農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項による農業生産法人をいう。
- (3) 農業者団体 農業及び林業経営上の一定の目的を達成するための農業者の組織をいう。
- (4) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区及び森林組合をいう。

(生活環境の整備)

第3条 町長は、農業者が健全で豊かな生活と生産活動を営むため、生活基盤の整備を推進し、合理的な生活環境造りに努めなければならない。

(生産基盤の整備)

第4条 町長は、農業経営の生産性を高めるため農業者、生産組織及び農業者団体の農用地適正利用の指導援助を行うと共に、生産基盤の整備保全に努めるものとする。

(農業者の育成)

第5条 町長は、近代的な農業を担当するにふさわしい意欲的で創造性の豊かな農業者の育成確保を図るため、農業教育の振興、研修及び研究等の事業の実施に努めるものとする。

(技術開発と流通)

第6条 町長は、農業者、生産組織、農業者団体及び農業団体が、地域に適合する農作物の品種改良、市場性の高い農林産物の品質改良及び技術の開発を推進普及して、農業経営の合理化が図られるよう指導援助に努めるものとする。

(生産組織育成と団体間の協調)

第7条 町長は、農業者の意向を基調として、農業情勢に対応するため、生産組織の育成強化に努めると共に、農業団体間の連携及び協調を勧めるものとする。

(農業振興資金の貸付)

第8条 町長は、農業者及び生産組織が農業振興を図ることを目的として事業を行う場合に予算の範囲内において農業振興資金を貸付けるものとする。

2 町長は、前項の資金を貸付けるときは農業団体を通じて行い、貸付ける資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活環境改善資金
- (2) 優良家畜の導入資金
- (3) 農地保有合理化事業資金
- (4) その他特に町長が必要と認めた資金

(支払の猶予)

第9条 町長は、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められた場合は、償還金の支払を猶予することができる。

(助成及び対象事業)

第10条 町長は、農業者、生産組織、農業者団体及び農業団体が実施する事業のうち、特に本町の農業振興上必要と認められる次に掲げる事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- (1) 生活環境の整備に関する事業
- (2) 土地基盤の整備に関する事業
- (3) 生産団地育成に関する事業
- (4) 生産施設整備に関する事業
- (5) 農業後継者育成に関する事業
- (6) 技術開発に関する事業
- (7) 家畜改良及び増殖に関する事業
- (8) 林業振興に関する事業
- (9) 花き、そ菜、園芸作物、特産物等の開発振興に関する事業
- (10) 地力維持増進に関する事業
- (11) 農畜産物の流通及び市場開拓に関する事業
- (12) 観光農園等に関する事業
- (13) その他町長が特に必要と認める事業

2 前項に定める助成金の額は、その事業に要した費用のうち、町長が必要と認めた額の3分の1以内とする。ただし、前項第1号の事業については、別に定める基準による。

(国等の公共事業に対する措置)

第11条 町長は、国等が行う農業基盤整備事業で、公共性があり、かつ、農業振興上必要と認めるものについては受益者の負担を考慮し助成の措置を講ずることができる。

(助成等の申請)

第 12 条 この条例に基づく助成金等の交付及び貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に町長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(助成等の決定)

第 13 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金等の交付及び貸付けを決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の決定について、その目的を達成するために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき、改善を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(報告及び調査)

第 14 条 町長は、申請者又は助成金等の交付及び貸付けの決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)について必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

(助成等の取消)

第 15 条 町長は、助成決定者が次の各号の一に該当するときは、助成金等の交付及び貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成等の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 事業施行の方法が不相当と認められたとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成等を受けたとき。
- (4) その他不相当と認められたとき。

(貸付委員会)

第 16 条 町長は、第 8 条に係る事業の適正を期するため、町長の諮問機関として貸付委員会を置くものとする。

(施行規定)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 次の条例は、廃止する。
 - (1) 農業改良基金設定条例(昭和 42 年条例第 23 号)
 - (2) 美瑛町家畜の貸付けに関する条例(昭和 50 年条例第 16 号)
- 3 前項の規定による廃止前の農業改良基金設定条例によって貸付けた資金は、この条例によって貸し付けた資金とみなす。
- 4 美瑛町家畜の貸付けに関する条例(昭和 50 年条例第 16 号)の規定によって貸付けた家畜は、この条例に基づいて貸付けた家畜とみなす。

附 則(昭和 54 年 12 月 24 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 16 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 31 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 9 条の規定による家畜導入資金の貸付を受けている者は、改正後の条例第 8 条第 2 項の規定による貸付けを受けたものとみなす。